

「旧 RD 最終処分場問題連絡協議会」の設置について

◆平成 24 年 10 月 3 日に地元 6 自治会と締結した二次対策工事協定書に基づいて、さる 5 月 28 日に第 1 回を開催し、設置要綱が承認され正式に発足

1 目的

次に掲げる内容に関する情報共有および意見交換

- (1) 二次対策工事の具体的方法
- (2) 二次対策工事実施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認
- (3) 一次、二次対策工事の有効性の確認
- (4) その他二次対策工事実施に起因する問題等

2 構成

周辺 6 自治会（赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツ）
市、県

3 開催時期

原則として水質調査結果がまとまる時期に合わせ少なくとも年 4 回開催とするが、周辺 6 自治会のそれぞれの代表者、栗東市または滋賀県から開催の要望があった場合は、随時、開催する。

4 アドバイザー（構成員以外の学識経験者）

必要に応じてアドバイザー（有害物調査検討委員会の元委員およびそれ以外の必要な分野の専門家）のアドバイスを受ける。

※ 今後のスケジュール

項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
二次対策工事 H25～H32						議会承認				(廃棄物掘削)
		入札・契約手続き		仮契約		本契約		工事実施(退削・水処理プラント設計)		
産業廃棄物運搬処分委託								入札・契約手続き		契約
旧RD処分場溶融炉建屋等解体工事				入札・契約手続き	契約		工事実施(建屋等解体)			
旧RD最終処分場問題連絡協議会	● 第1回 (5/28)			第2回開催 ↔		第3回開催 ↔	第4回開催 ↔			第6回 ↔
周辺環境モニタリング		第1回モニタリング ↔		第2回モニタリング ↔		第3回モニタリング ↔	第4回モニタリング ↔			

旧RD最終処分場問題連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 旧RD最終処分場問題について、周辺6自治会（赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツ）、栗東市および滋賀県は、次に掲げる内容に関する情報を共有して意見を交換するため、「旧RD最終処分場問題連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（1）二次対策工事の具体的方法

（2）二次対策工事実施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認

（3）一次、二次対策工事の有効性の確認

（4）その他二次対策工事実施に起因する問題等

(組織)

第2条 協議会は周辺6自治会の会員、栗東市職員および滋賀県職員のうち、それぞれ別表に定める者で構成する。

2 協議会の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室に置く。

(協議会の運営方法)

第3条 議事の進め方については次に掲げるところによる。

（1）進行は事務局が行う。

（2）事務局が調査結果等の資料を報告し、意見交換を行う。

（3）協議会は、公開とする。

2 協議会は、原則として水質調査結果がまとまる時期に合わせ少なくとも年4回開催とするが、周辺6自治会のそれぞれの代表者、栗東市または滋賀県から開催の要望があった場合は、隨時、開催する。

3 協議会において必要と認められる場合は学識経験者（以下「アドバイザー」という。）のアドバイス受けることとし、次に掲げる事項に基づき実施する。

（1）アドバイザーは、旧RD最終処分場有害物調査検討委員会の元委員および必要な分野の専門家とする。

（2）アドバイザーに対する質問事項等は、あらかじめ協議会で話し合うこととする。

（3）原則として事務局がアドバイザーを訪問しアドバイスを受け、その結果を協議会で報告する。

（4）必要と認められる場合は、現地においてアドバイスを受ける他、協議会に出席を求め直接アドバイスを受けるものとする。

(傍聴者の取り扱い)

第4条 傍聴者からの発言は認めない。

(協議会の議事録の取りまとめ)

第5条 協議会を開催したときは議事録を取りまとめ、遅くとも2ヶ月以内を目途に公開するものとする。

(疑義の決定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会で決定する。

付 則

この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

別表

協議会構成員

**周辺 6 自治会（赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツ）
各自治会から選任された自治会員**

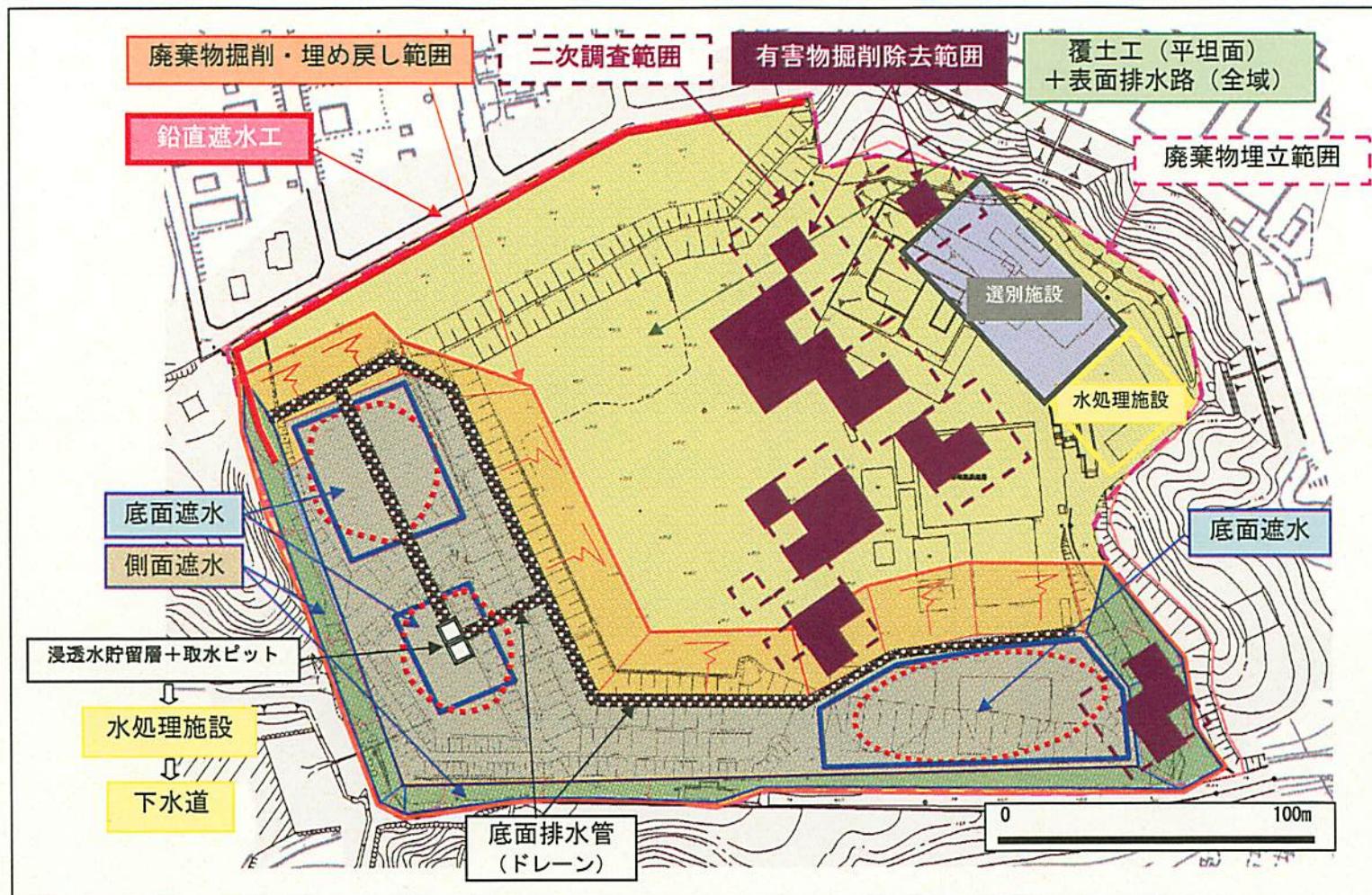
栗東市

**環境経済部長
環境経済部環境政策課の職員**

滋賀県

**琵琶湖環境部長
琵琶湖環境部技監
琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の職員**

二次対策工事のイメージ図



- ① 廃棄物に浸かった水が地下水に流れ込まないように遮水します。(底面遮水、側面遮水、鉛直遮水工)
- ② 掘削した廃棄物土は、選別施設で廃棄物と埋め戻し材に分別します。(掘削→選別施設)
- ③ 遮水して溜まる水は水処理施設で処理して下水道に放流します。溜まる水を減らすことで硫化水素やメタンの発生を抑制します。(浸透水貯留層→取水ピット→水処理施設→下水道)
- ④ 汚染の原因となる基準を超えた廃棄物土を掘削し処分します。
- ⑤ 処分場の表面をきれいな土やシートで覆い、廃棄物の飛散流出を防ぎます。(覆土工 + 表面排水路)